

山ノ内町立学校適正規模及び適正配置  
に係る基本方針  
(改 定 版)

令和 7 年 3 月

山ノ内町教育委員会



## 1 基本方針改定の背景

### (1) 趣 旨

当町では少子化を踏まえて、令和4年3月に児童のよりよい教育環境の整備と教育の質の一層の充実を目的とした、小学校の適正規模及び適正配置に係る基本方針を策定したが、近年の教育をめぐる新たな動向や更なる少子化の進行、限りある財源の中での学校整備など、教育環境を取り巻く状況が大きく変化するなか、令和6年6月に設置した「山ノ内町立小学校適正規模適正配置等審議会」からの答申を尊重し、将来を担うこどもたちへの教育効果を第一に、小学校のみならず中学校も含め、山ノ内町ならではの魅力あふれる教育環境の整備を適正に図るため、これまでの基本方針を尊重しつつ、基本方針の改定版を新たに策定するものである。

### (2) 学校統合に向けた検討の経過

当町では、年々児童数が減少を続け、小規模化していく小学校の状況から平成26年度に山ノ内町立小学校適正規模適正配置等審議会を設置し、町内小学校における「適正規模の基準」、「適正配置の基本的な考え方」などを示すなか、平成29年度には全校児童数が31人にまで減少した北小学校を西小学校に統合した。

その後の状況の変化を受けて、教育委員会では令和4年3月に「山ノ内町立小学校適正規模及び適正配置に係る基本方針」を策定し、小学校における適正規模と適正配置の議論を深めつつ、小学校の統合位置を山ノ内中学校にすること、さらには小中連携教育を推進し山ノ内町の魅力や特色を生かした学校教育の在り方を検討する方針などを示した。その上で、山ノ内町立小学校統合準備委員会を設置し、小学校統合に向け令和5年3月には「山ノ内町立統合小学校整備計画（案）」を作成した。

しかしながら、令和6年3月の総合教育会議において、町長から小学校の統合にあたっては中学校敷地での統合案に加え、既存小学校校舎の活用と小学校統合の早期実現を求められたことから、改めて山ノ内町立小学校適正規模適正配置等審議会を設置し、小学校の適正配置に関する事、学校統合の在り方について諮問し、審議いただくこととした。

教育委員会では、審議会からの答申を尊重しつつ、現状と今後の見通しを踏まえて、よりよい教育環境の整備と教育の質の一層の充実を図る視点に立ち、こどもと保護者をはじめ地域住民の十分な理解を得ながら円滑な推進を図ることを目指して、「山ノ内町立小学校適正規模及び適正配置に係る基本方針（改定版）」を策定するに至った。

### (3) 山ノ内町立小中学校の現状と今後の見通し

令和6年度における町内の児童生徒数は、小学校379名、中学校198名、合計577名で、各小学校は既に1学年1学級であり、中学校では1学年2学級である。また、令和6年度入学の小学校1年生の児童数は58名で、令和5年度に生まれた子どもたちが入学する令和12年度の小学校1年生は47名にまで減少することが推計されている。

学校規模においては、東小学校の児童数が184名から令和12年度には129名、西小学校では120名から84名、南小学校では75名から88名と、3小学校の児童数は301名まで減少することが見込まれる。また中学校の生徒数も、小学校の規模縮小に加え町外の私立中学校等への進学もあって、山ノ内中学校へ進学する生徒数は減少するため、令和12年度には全校生徒数が171名になる見込みである。このような学校の小規模化は、児童生徒の教育活動の充実に支障をきたす恐れがあり、長期的な視点から教育環境の構造的な改善を図っていく必要がある。

《児童生徒数の現状と今後の推計》

(令和6年4月時点) (単位：人)

年度	学年	東小	西小	南小	計	中学	合計
令和6年	1	31	18	9	58	62	
	2	30	13	13	56	71	
	3	27	16	14	57	65	
	4	33	30	10	73		
	5	34	24	13	71		
	6	29	19	16	64		
	計	184	120	75	379		
令和7年	1	25	19	14	58	64	
	2	31	18	9	58	62	
	3	30	13	13	56	71	
	4	27	16	14	57		
	5	33	30	10	73		
	6	34	24	13	71		
	計	180	120	73	373		
令和8年	1	22	10	15	47	71	
	2	25	19	14	58	64	
	3	31	18	9	58	62	
	4	30	13	13	56		
	5	27	16	14	57		
	6	33	30	10	73		
	計	168	106	75	349		
令和9年	1	19	16	17	52	73	
	2	22	10	15	47	71	
	3	25	19	14	58	64	
	4	31	18	9	58		
	5	30	13	13	56		
	6	27	16	14	57		
	計	154	92	82	328		
令和10年	1	22	15	12	49	57	
	2	19	16	17	52	73	
	3	22	10	15	47	71	
	4	25	19	14	58		
	5	31	18	9	58		
	6	30	13	13	56		
	計	149	91	80	320		
令和11年	1	19	13	16	48	56	
	2	22	15	12	49	57	
	3	19	16	17	52	73	
	4	22	10	15	47		
	5	25	19	14	58		
	6	31	18	9	58		
	計	138	91	83	312		
令和12年	1	22	11	14	47	58	
	2	19	13	16	48	56	
	3	22	15	12	49	57	
	4	19	16	17	52		
	5	22	10	15	47		
	6	25	19	14	58		
	計	129	84	88	301		

## 2 新たな基本方針の中心にある考え方

### (1) 教育内容の観点から

義務教育では、単に知識や技能を習得するだけでなく、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けることが求められ、一定規模の集団が確保されていることが望ましいと考えられている。

学校統合にあたっては、長年に渡り様々な観点からの議論が重ねられてきたが、児童生徒の教育環境の改善を中心に据え、これからの時代に求められる教育内容や町の地域資源などを活かした町独自の魅力ある教育カリキュラムを構築し、こどもたちがワクワクする教育環境づくりを進めていく必要があると考える。

そのため、教育委員会では「山ノ内町こどもワクワク教育未来ビジョン」を新たに提唱し、「E S D」、「グローバル教育」、「スポーツ芸術」、「人権教育」の4つの学びを教育の柱に、山ノ内町ならではの魅力あふれる教育内容を最大限効果的に実践できることを目標に、9年間の学びの連続性や一貫性が伴った「義務教育学校」による学校統合を目指すこととする。

### (2) 地域と連携した学校づくりの観点から

小中学校は、児童生徒の教育のための施設であるとともに、地域の防災、交流の場としても重要な役割を果たしており、地域の未来の担い手であるこどもたちを育むこれからの町づくりの在り方と密接不可分である。

一方で、従来からの地域における様々な活動は、人口減少に加え価値観やライフスタイルの多様化に伴い、地域コミュニティに対する意識の希薄化や地域の担い手不足等の課題が顕在化しつつあるなか、学校だけが「地域とともにある学校」を目指しても、様々な点で課題が生じることが懸念される。

そのため、今後は「こどもがまんなか」の理念をこどもと大人が共有し、地域コミュニティと学校が一体となった「コミュニティ・スクール」の構築に努めることとし、こどもたちや保護者、学校関係者、地域住民からも意見を求めながら、町全体で支える学校づくり、学校運営を目指すこととする。

### 3 新たな基本方針の内容

#### (1) 適正規模の考え方と基準

町内の小中学校の児童生徒数の現状と今後の見通し、令和4年3月に策定した山ノ内町立小学校適正規模及び適正配置に係る基本方針の内容を尊重しつつ、小学校適正規模適正配置等審議会からの答申内容を踏まえ、こどもの最善の利益と安心安全に学べる教育環境の視点に立ち、次のように適正規模及び適正配置に係る基本的な考え方を示す。

##### ①適正規模の考え方

- ・多様な人間関係のなかで、集団のルールを学び、社会性を高めるとともに、個性や能力の伸長が期待できる学校規模であること。
- ・学級の編成替えにより、人間関係の固定化を防ぐことができるとともに、児童生徒の活力の増進と学校の活性化が期待できる学校規模であること。
- ・総合的な学習の時間の充実、教科担任制、少人数学習集団編成等が展開できる学校規模であること。
- ・一定の教員数の確保により、児童生徒と向き合える時間が増え、学校の運営組織の効果的な編成が期待できる学校規模であること。
- ・一定の児童生徒数の維持により、クラブ活動等の活性化が期待できる学校規模であること。

##### ②山ノ内町における学校の適正規模の基準

- ・多くの友との出会いの中で豊かに学びあう環境をつくるため、1学級当たりの児童数は、20～30人規模とする。
- ・編成替えにより友人関係を広げ、互いに高め合う学習集団を育てるため、1学年の学級数は2学級以上とする。
- ・学級編成は国・県の基準に従う。

#### (2) 適正配置の考え方

児童生徒のより良い教育環境、適正規模の学校を実現するため、小学校の3校は1校に統合し、通学距離や通学の安全、学校設置に係る事業費を抑えながらも最大の教育的効果が得られる施設整備と児童生徒がゆとりをもって活動できる敷地面積等の確保を前提に、義務教育学校が開校できる場所を設置場所とする。

### (3) 適正規模及び適正配置に伴う教育環境の整備について

学校の適正規模・適正配置を推進するにあたり、児童生徒にとってよりよい教育環境を整えるという考え方の下、次の条件整備を行う。

#### ①通学路の安全確保

- ・統合後の通学区は町内全域となることから、児童生徒が安全に通学できる通学路を設定する。
- ・新たな通学路を検討する際、登下校の安全性が高いスクールバスの使用も考慮する。

#### ②学校の施設及び設備の整備

- ・既存の学校施設を有効活用しながら必要な施設整備を行い、学校開設に伴う事業費を抑えつつも最大の教育的効果が得られる学校整備を進める。
- ・学校統合に伴う児童生徒数の増加に対応できるように、施設や設備面の改善、既存学校の教材教具などを活用しながら学校備品等の充実を図る。

#### ③魅力ある教育カリキュラムの構築

- ・町が目指す4つの学びを推進し、小中一貫教育として最大限に効果を発揮するため、9年間の学びの連続性や一貫性を踏まえた教育カリキュラムを構築する。
- ・町の地域資源や魅力を活かした教育を推進するため、教育課程（授業時数）特例制度なども活用する。

#### ④教職員等の配置

- ・小学課程における教科担任制の導入など、こどもたちの学習の状況に応じた教職員の配置等を町でも予算措置を講じ充実を図る。
- ・不登校や発達障がいなど、特別支援を要する児童生徒に対しては、町費による教職員を配置し一層の充実を図る。
- ・魅力ある教育の推進に必要となるALTやICT教育支援員などの人材を積極的に登用する。

### (4) 学校統合による跡地・施設の後利用の考え方

子育て支援の充実を図るための施設として活用していくなど、全町的な行政施策と調整を図りながら、地元の要望等を踏まえて進める。

## 4 基本方針に基づく今後の具体的な取組み

### (1) 統合学校のコンセプト

- ・山ノ内町こどもワクワク教育未来ビジョンで示す4つの学びを教育の柱に、学校・地域・家庭が連携したコミュニティ・スクールによる学校運営を目指し、山ノ内町ならではの魅力あふれる教育を効果的に発揮できる小学校と中学校が一体となった「義務教育学校」を設置する。

### (2) 統合学校の設置場所について

- ・義務教育学校の設置にあたっては、既存の学校校舎を活用しながら整備費用を抑えつつ、児童生徒が活動する敷地面積を確保した施設整備、通学路の安全確保などを踏まえ、山ノ内中学校敷地を利用する。

### (3) 統合学校における教育カリキュラムについて

- ・義務教育学校の設置に伴い、現状の教育課程が大きく変更となることから、9年間の学びの連続性や一貫性を踏まえた魅力ある教育カリキュラムの構築を進める。

### (4) 学校統合に向けた検討・調整について

- ・学校統合に向けての課題の整理や検討、調整を円滑に行うため、山ノ内町学校づくり準備委員会を設置する。

### (5) 統合学校の開校時期について

- ・統合学校の開校時期については、学校統合に係る施設整備や新たな教育カリキュラムの構築、閉校となる学校の閉校準備等の期間を踏まえ、令和12年4月の開校を目指す。

## 5 学校統合に向けたスケジュール

当町の児童生徒のよりよい教育環境を整備するために、計画的に学校統合に向けた検討・準備を進める必要がある。そのために、別紙のとおりスケジュールを設定し取り組みを進める。

## 6 結びに

この度、教育委員会では、山ノ内町立小中学校を取り巻く現状及び将来的な見通しを踏まえ「山ノ内町立小学校適正規模及び適正配置に係る基本方針」の改定を行った。

本方針に基づく学校統合の実現には、こどもたちをはじめ、保護者や学校関係者、地域の方々はその意義を十分にご理解いただくことが不可欠であり、児童生徒にどのような教育環境を提供すべきなのか、また、どのような支援を行うべきなのか、しっかりと見定めることが大切である。

町民の皆様には、未来あるこどもたちにとってよりよい教育環境が実現されることで、心身ともに健やかな児童生徒の育成が図られるよう、本基本方針へのご理解と積極的なご支援を今後ともお願いするものである。

(別紙)

小学校適正規模及び適正配置の経過及びスケジュール

年 度	時 期	項 目
平成26年度	5月30日	山ノ内町立小学校適正規模適正配置等審議会への諮問
	3月6日	山ノ内町立小学校適正規模適正配置等審議会から答申
	3月～	教育委員会定例会で答申内容について協議
平成27年度	4月～	答申を受けて、町教委の適正規模等の方針(案)検討
	8月3日	町総合教育会議で3点の方針を決定 ①平成28年度をもって北小学校を閉校し、児童は西小学校へ通学する ②一校統合は北小学校児童が小学校在学での2回の統合回避のため平成34年度を目標とする ③小中連携教育が実施しやすいように、現中学校敷地内に小学校校舎を増築する
	8～9月	総合教育会議方針(案)を地区懇談会で町民へ説明(5会場)
	9月	保育園保護者懇談会で説明(5会場)
	11～12月	教育懇談会で説明(13会場)
	3月	小学校設置条例の一部を改正する条例の議決
	平成28年度	6～12月
平成29年度	5～8月	教育委員会定例会で基礎調査結果を踏まえた今後の統合方針を協議
	8月29日	町総合教育会議で4点の方針を決定 ①将来一校統合という方向は変えない ②平成34年度中学校敷地内に小学校校舎を増築して統合することは断念する ③当面、現3校体制を続け、出生数が50～60人程度が継続する見込みとなった時には、改めて一校統合を進めていく ④教育振興基本計画で山ノ内町の教育のビジョン、理念を示していく
令和2年度	8月7日	町総合教育会議で「出生数から考察する教育環境のあり方」について協議
	9月11日 ～3月	教育委員会定例会で「小学校適正規模及び適正配置に係る基本方針(案)」策定に向けて協議
	3月17日	町総合教育会議で基本方針(案)を説明、協議、承認
	3月19日	基本方針(案)を議会全員協議会で説明
令和3年度	10～11月	地区懇談会及び保護者懇談会等で基本方針(案)を説明。
	3月11日	総合教育会議で山ノ内町立小学校適正規模及び適正配置に係る基本方針修正案について協議し、決定する。
令和4年度	10～3月	山ノ内町立小学校統合準備委員会を設置し、山ノ内町立小学校整備計画(案)を策定。

令和5年度	3月27日	町総合教育会議において、学校統合について協議 小学校統合の早期実現などについては合意も、設置場所については合意には至らなかった
	3月28日	臨時教育委員会を開催し、総合教育会議での議論を踏まえ、小学校統合に向けた基本方針を決定
令和6年度	6月13日	山ノ内町立小学校適正規模適正配置等審議会への諮問 ○小学校の適正配置に関すること ○学校統合の在り方について
	2月4日	山ノ内町立小学校適正規模適正配置等審議会から答申 ○小学校は3校を1校に統合することとし、設置場所は山ノ内中学校敷地又は西小学校敷地のいずれかで、令和6年度中に教育委員会が責任をもって決定する ○学校の在り方については、小学校と中学校が一体となった「義務教育学校」による学校統合を目指すこと
	3月11日	小学校適正規模及び適正配置に係る基本方針(改訂版)を決定 山ノ内町立統合学校整備基本方針(素案)を協議
令和6年度	3月13日	総合教育会議において学校統合の基本方針を最終確認
令和7年度 以降		山ノ内町学校づくり準備委員会(専門部会も含む)を設置し、義務教育学校の設置に伴う課題の検討・整理、調整を行う  山ノ内町立統合学校整備基本方針を策定  義務教育学校整備に係る基本設計及び実施設計、校舎増築工事及び改修工事  学校統合を見据えた各種合同学習、交流事業の実施  閉校となる学校の記念行事、記念式典の開催  三小学校及び山ノ内中学校閉校
令和12年度	4月	義務教育学校「やまのうち学園(仮称)」開校